

※『日本大学教職員組合文理学部支部報 さくら』86号（2108年4月25日発行）より許諾を得て転載。

非常勤講師問題についての私見

日本大学教職員組合文理支部長 初見基

この間いくつかのメディアで、日本大学における非常勤講師雇止めに関する報道がされています。またこの問題を契機に、「首都圏大学非常勤講師組合日大ユニオン準備会」という、日本大学に勤務する非常勤講師を主体とする組合も設立されました。この事態を前に、日本大学教職員組合中央執行委員会ではまだ明快な方針が立てられておらず、文理支部でも課題は検討中です。組合員間で議論を深めたうえで文理支部の方針を定めるべく、ここではとりあえずのたたき台として私見を簡単に記します。

1. 三軒茶屋キャンパスの2学部では、2017年度末をもって英語の非常勤講師が全員雇止めとなった旨伝えられています。2016年度発足の新学部設立に際しては、大学設置・学校法人審議会に非常勤を含む教員名簿が提出されその条件下で認可されており、本来、完成年度の2019年度まではこれに拘束されます。それにもかかわらずこれを反故にするのは、学部開設の必須条件を示した設置審を軽視するものであり、日本大学の評判を著しく貶める結果を招かざるをえません。4年間は継続して非常勤教員として出講することを前提として依頼していたすべての方々の雇止めを撤回し、大学は社会的責任をまっとうするべきです。

2. 報道によると、日本大学人事課の文書「非常勤講師に係る対応について」のなかに、《非常勤講師の無期転換権発生を認めるということは今後の大学運営に支障をきたす可能性が大きいことを考慮に入れる必要がある》といった文言があります（『週刊金曜日』2018年3月2日付1174号25頁）。また、2018年4月1日施行の「日本大学非常勤講師規程」では表面上、1期2年間で4回の更新を可とする、すなわち10年の勤続を認める書き方となっているものの、『さくら』本号掲載の古川隆久氏による「労働者代表意見書」に詳述されているように、実質的には任期1年の運用が危惧されています。ここからは、非常勤講師の無期転換を回避しようという本部方針がうかがえます。これは、労働契約法改定の趣旨を逆用し踏みにじるきわめて不誠実な行為です。従来通りに非常勤教員には原則として任期を設けない、そして、条件を満たし希望する方には無期転換を認める、というのが大学として採るべき途と考えます。

3. 「教学に関する全学的な基本方針」では、《的確な授業科目の配置及び授業科目担当教員の設定による専任教員が担当する基準授業時間の見直し》として、現行の週5講義の授業時間に加え、さらに3講義程度を他学部などで担当する内容が盛り込まれています。もしこれを全教員が実施したとすれば非常勤講師を任用する余地はなくなります。これによって授業の体系性が崩れ多様性が殺がれるなど学生にとって大幅な不利益が生ずることはもとより、専任教員も過剰労働を強いられます。非常勤教員の雇止め・減コマと専任教員の増コマは連動しており、これは教育の質を犠牲にして経費削減を狙う措置であると見なさざるをえません。この方針も撤回するべきです。

一般論として、非常勤講師任用は雇用側の専権事項であると見なされており、カリキュラム編成などに対

する責任を専任教員が担っていることはたしかです。とはいえ、非常勤教員も教育を支える大切な同僚である点を見誤ってはなりません。任期限定で出講を依頼する場合もありますが、その際にはカリキュラム方針などについて十分な情報を事前に伝達したうえでの合意調達を前提とするべきです。

日本大学の教育の質を維持し高めようという職業意識において、専任教員も非常勤教員も違いはありません。また、教職員を「使い捨て」するがごとき大学理事会の姿勢は、教職員の志気低下を招くばかりです。非常勤講師に対していま進められている措置は従来の教育態勢の根幹を揺るがすものであり、専任教員こそ自身の問題としてこれと真摯に向き合うべきと考えます。